

複写物の掲載・放映・展示・復刻出版規約

下記の目的で公益財団法人東洋文庫所蔵資料（以下「文献等」と略す）を複写し、または複写物を使用する場合には、所定の申請書を提出して審査を受けなければならない。複写物の使用に当たっては、「文献等複写料金表」に定めるところの業務用複写料金の他に、使用目的に応じて、下記の料金を申し受けるものとする。なお、料金の記載は、すべて税抜きとする。

1. 掲載の場合

- (1) 出版物等に掲載する場合は、掲載料金として、原則として、1点につき1万円を申し受ける。
- (2) 掲載した出版物は、原則として、1部、東洋文庫に寄贈することとする。但し、図録に掲載した場合は、2部寄贈することとする。

2. 放映の場合

TV・ビデオ・DVD等の放映で、文献等の複写物等を使用する場合は、放映料金として、原則として、1件につき2万円を申し受ける。

なお、本項のために、特別に動画による撮影を許可する場合は、特別撮影料金として1件につき3万円を申し受ける。但し、撮影時間は、原則として、2時間以内とする。長時間・長期間にわたる撮影の場合は、別途協議する。

3. 展示の場合

- (1) 文献等を複写し、パネル等の展示物に使用する場合は、展示料金として、原則として、1件につき2万円を申し受ける。なお常設展示等の場合は、1件につき4万円を申し受けることとする。
- (2) パネル等の展示物は、展示終了後、東洋文庫に寄贈することとする。
- (3) 展示会への資料貸出については別途「[展示会資料貸出規約](#)」を定める。

4. 復刻（影印・翻刻）出版等の場合

- (1) 復刻出版等をする場合は、復刻料金として、50頁ごとに5万円を申し受ける。なお文献等の見開き1カットを1頁とする。
- (2) 復刻した出版物等は、原則として、3部、東洋文庫に寄贈することとする。

5. 自己撮影の許可

上記第1・3・4項のために、自己撮影を希望する者は、所定の申請書を提出して審査を受けなければならない。自己撮影したフィルム・データは、使用后、速やかに東洋文庫に寄贈するものとする。

6. その他

上記事項が東洋文庫の紹介や普及活動に資する内容である場合、または東洋文庫自体が主催・協賛して行う事業等の場合は、東洋文庫の判断で料金の減額・免除を行うことができる。また、特に理事長が認めた場合は、上記によらない取り扱いを行う。

以上